2026.9月改訂

# 開発事業と埋蔵文化財届出の流れ（民間事業者向け）

**開発事業の立案・土木工事等の計画段階**

文化財保護課埋蔵文化財調査センターで、埋蔵文化財包蔵地であるかどうかを確認してください。
申請書:「埋蔵文化財包蔵地の事前照会依頼書」 **※1**

**事業地が 包蔵地内にある**

埋蔵文化財調査センターに、埋蔵文化財発掘の届出を提出してください。
申請書：「埋蔵文化財発掘の届出について」
（文化財保護法第93条）
**工事着工の60日前までに提出**

**事業地が 包蔵地外にある**

届出は必要ありませんが、工事中に土器などが見つかった場合には、埋蔵文化財調査センターへ連絡してください。
ただし、埋蔵文化財包蔵地に隣接している場所などでは確認調査などを行う場合があります。

**届出文書確認**　事業計画の内容や周辺の埋蔵文化財の状況から対応を検討します。

工事による遺跡への影響が大きい

工事による遺跡への影響が非常に小さい。または、工事区域が狭く発掘の実施が困難な場合など

工事による遺跡への影響がない

**確認調査（試掘）**
事前に地下に遺跡があるかどうか掘削して調査します。

**工事立会**
施工時に文化財職員が現地で立会調査を行います。 **※2**

**慎重工事**
遺跡を傷つけないように慎重に工事を進めてください。ただし、工事中に土器など文化財と思われるものが発見された場合には、埋蔵文化財調査センターへご連絡ください。

確認調査の結果、埋蔵文化財が確認された。

確認調査の結果、埋蔵文化財が確認されなかった。

工事立会 ・ 慎重工事へ

工事によって、埋蔵文化財が破壊される（保存不可）

工事をしても、埋蔵文化財が保護される（保存可）

**発掘調査（本調査）** **※3**

工事着工可

※1 ・**電話のみの照会は受け付けておりません。**
・メール・ファクス・窓口のいずれかの方法で照会してください。
・添付書類として、照会地がはっきりと確認できる住宅地図などの図面が必要です。

※2「工事立会」については文化財職員が現地で立会調査を行いますので、事前に地盤掘削、土壌柱改良などの工事日程をご連絡ください。

※3「発掘調査」で特に重要な埋蔵文化財が発見された場合は、遺跡の保存について協議をお願いする場合があります。

←各書類の様式は、こちらの二次元コードからダウンロード

または、「沼田市ホームページ トップページ」
▼
［沼田市教育委員会］
▼
［歴史・文化財］
▼
［埋蔵文化財に関する手続き］
からダウンロード

【お問い合わせ】
沼田市教育委員会 文化財保護課 埋蔵文化財調査センター
住 所 沼田市戸鹿野町730-1
電 話 0278-25-3643 ＦＡＸ 0278-24-0784
メール bunkazai@city.numata.lg.jp